

橋梁点検結果

橋梁名		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録
						判定区分
1	共立橋	市道1197号線	1973	13.1	5.7	Ⅱ
2	都大橋	市道105-1号線	1985	32.5	16.0	Ⅱ
3	本邑橋	市道3033号線	1982	16.0	5.7	Ⅱ
4	毘沙門橋	市道207号線	1984	12.9	9.8	Ⅱ
5	よしきり橋	市道3398号線	1981	15.3	6.7	Ⅱ
6	老松橋	市道2144号線	1983	15.1	5.8	Ⅱ
7	不動橋	市道1185号線	1972	17.8	5.5	Ⅱ
8	落馬橋	市道206号線	1979	15.9	6.5	Ⅱ
9	落合橋	市道228号線	1972	15.5	6.4	Ⅱ
10	美鳥橋	市道2160号線	1983	12.6	5.8	Ⅱ
11	曲橋1号	市道2132号線	1975	20.5	5.8	Ⅱ
12	大橋	市道101-2号線	1970	26.0	8.7	Ⅱ
13	弁天堀橋	市道1085号線	1975	18.3	5.6	Ⅱ
14	中橋	市道205号線	1978	15.6	5.6	Ⅱ
15	新大橋	市道2143号線	1975	29.4	5.8	Ⅲ
16	昭和橋	市道1116号線	1971	19.6	4.1	Ⅱ
17	降馬橋	市道3029号線	1982	15.7	7.2	Ⅱ
18	神山大橋	市道109号線	1996	18.7	16.0	Ⅱ
19	神明橋	市道2295号線	2006	12.0	4.4	Ⅰ
20	南神明橋Ⅰ	市道2577号線	2003	11.8	5.2	Ⅰ
21	南神明橋Ⅲ	市道2577号線	2003	11.6	5.4	Ⅰ
22	南神明橋Ⅱ	市道2299号線	1990	11.6	5.2	Ⅱ
23	宮本橋	市道3113号線	1980年代	11.5	4.7	Ⅰ
24	無名14号橋(かわせみ橋)	市道3063号線	1976	10.5	7.1	Ⅱ
25	三方橋	市道3235号線	1980年代	9.5	4.8	Ⅱ
26	宮中橋	市道3110号線	1980年代	7.3	4.7	Ⅱ
27	無名10号橋	市道3109号線	1980年代	7.3	7.9	Ⅱ
28	宮前橋	市道228号線	1970	6.6	7.8	Ⅰ
29	ぐみの木橋	市道3115号線	1974	6.6	4.4	Ⅱ
30	小沢橋	市道1153号線	1980年代	5.7	7.8	Ⅰ
31	無名9号橋	市道1131号線	1996	5.0	7.1	Ⅰ
32	宮裏橋	市道106-2号線	1969	2.6	16.5	Ⅰ
33	越処橋	市道3264号線	1970年代	2.7	4.6	Ⅱ
34	向山橋	市道3091号線	1977	3.4	4.0	Ⅱ

橋梁点検結果

橋梁名		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録
						判定区分
35	北裏橋	市道3095号線	1980	3.4	7.5	I
36	新宮橋	市道3118号線	1984	4.3	6.3	II
37	無名11号橋	市道106-2号線	1977	4.4	16.1	I
38	西妻橋	市道3088号線	1987	2.0	5.0	I
39	野火止橋	市道205号線	1979	4.3	9.2	II
40	宮下橋	市道2319号線	2004	3.7	3.3	I
41	南立野橋	市道2378号線	2000	4.2	5.4	III
42	無名16号橋	市道2163号線	1977	3.0	5.2	II
43	宮前橋	市道2319号線	1970年代	2.6	4.8	II
44	無名17号橋	市道218号線	1970年代	2.2	8.3	I
45	無名5号橋	市道2002号線	1970年代	4.7	5.6	III
46	昭和橋(歩道橋)	市道1116号線	1975	19.6	1.9	III
47	稲荷橋	市道1093号線	1974	18.3	2.1	II
48	下田橋	市道2032号線	1974	18.8	2.1	II
49	幸橋	市道2077号線	1978	18.7	1.9	II
50	無名4号橋	市道3100号線	1970年代	4.1	1.8	II
51	立野橋	市道1192号線	1973	12.3	2.0	III
52	門前大橋歩道橋	市道101-2号線	1998	26.5	3.3	II
53	無名橋	市道2581号線	2007	8.3	3.3	I
54	地藏橋	市道210号線	2007	12.1	9.0	I

歩道橋点検結果

歩道橋名		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録
						判定区分
1	滝山歩道橋	市道107-1号線	1969	27.2	1.5	II

参考: 判定区分

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。